

意見書案第2号

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書について

地方自治法第99条の規定による意見書を室戸市議会会議規則第14条により提出します。

平成26年10月3日 提出

|     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 室戸市議会議員 | 濱口 太作  |
| 賛成者 | 〃       | 林 竹松   |
| 〃   | 〃       | 小椋 利廣  |
| 〃   | 〃       | 柳原 只雄  |
| 〃   | 〃       | 米澤 善吾  |
| 〃   | 〃       | 上野 祥司  |
| 〃   | 〃       | 亀井 賢夫  |
| 〃   | 〃       | 堺 喜久美  |
| 〃   | 〃       | 久保 八太雄 |
| 〃   | 〃       | 山本 賢誓  |
| 〃   | 〃       | 脇本 健樹  |
| 〃   | 〃       | 町田 又一  |

室戸市議会議長 山下 浩平 様

## 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

1. 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
2. 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

室戸市議会

衆議院議長 伊吹 文明 殿  
参議院議長 山崎 正昭 殿